

## 電気施設取扱規則

昭和 42 年 3 月 28 日  
陸上自衛隊達第 83-4 号

改正	昭和 44 年 12 月 27 日達第 122-69 号	昭和 48 年 6 月 30 日達第 83-4-1 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122-108 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122-119 号
	昭和 59 年 12 月 12 日達第 83-4-2 号	平成元年 2 月 10 日達第 122-127 号
	平成 5 年 3 月 18 日達第 83-4-3 号	平成 6 年 3 月 16 日達第 83-4-4 号
	平成 9 年 1 月 17 日達第 122-132 号	平成 10 年 3 月 27 日達第 122-139 号
	平成 12 年 3 月 27 日達第 122-155 号	平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号
	平成 19 年 1 月 9 日達第 122-215 号	平成 20 年 7 月 23 日達第 122-228 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号	平成 23 年 4 月 1 日達第 32-19 号
	平成 31 年 4 月 19 日達第 122-302 号	令和 4 年 3 月 31 日達第 83-4-5 号
	令和 5 年 3 月 28 日達第 83-4-6 号	令和 6 年 3 月 14 日達第 83-4-7 号

電気施設取扱規則（昭和 35 年陸上自衛隊達第 83-4 号）の全部を改正する。  
陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

### 電気施設取扱規則

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条-第 5 条）
- 第 2 章 維持管理（第 6 条-第 16 条）
- 第 3 章 電力の使用（第 17 条-第 21 条）
- 第 4 章 雑則（第 22 条-第 27 条）

#### 附則

#### 別表

- 第 1 照度基準
- 第 2（その 1）毎月（年）点検、手入れ及び測定基準
- 第 2（その 2）精密点検、手入れ及び測定基準

#### 様式

- 第 1 配電線絶縁抵抗測定成績表
- 第 2 屋内配線絶縁抵抗測定成績表
- 第 3 変圧器絶縁抵抗測定成績表
- 第 4 機械器具絶縁抵抗測定成績表
- 第 5 接地抵抗試験成績表
- 第 6 絶縁油耐压試験成績表
- 第 7 継電器試験成績表
- 第 8 照度測定記録
- 第 9 受配電日誌
- 第 10 運転日誌

第 11 主要電気機器の補修台帳

第 12 動力その他負荷設備台帳

第 13-1 削除

第 13-2 電気施設管理年報

第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この達は、陸上自衛隊の駐屯地（市ヶ谷駐屯地は中央業務支援隊長が供用を受けている建物に限る。）、分屯地、演習場、訓練施設、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部（以下「駐屯地等」という。）における電気施設の取扱いについて必要な事項を定め、保安の向上と電力使用の合理化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第 2 条** この達において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法 電気事業法（昭和39年法律第170号）をいう。

(2) 規省令第77号 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）をいう。

(3) 資省令第52号 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）をいう。

(4) 技省令第52号 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）をいう。

(5) 電気施設 法第2条第1項第18号に定める電気工作物（ただし、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等のうち国有財産以外のもの（以下「装備品等」という。）にあつては駐屯地等の電気工作物に接続して使用する電気工作物に限る。）及び避雷設備をいう。

(6) 電気機器 電圧30ボルト以上の電気を使用し、かつ、駐屯地等の電気工作物に接続して使用する電気機械、電気器具及び電気設備をいう。

(7) 業務隊長等 駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長）、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長をいう。

(駐屯地司令の職務)

**第 3 条** 駐屯地司令（中央業務支援隊長を除く。）は、方面総監の命を受け、電気施設の維持、補修の計画及び実施について業務隊長等（中央業務支援隊長を除く。）を指揮監督するものとする。

(照度の基準)

**第 4 条** 駐屯地等の施設における照度の基準は、別表第1のとおりとする。

2 検査、精密作業その他の業務でこの基準以上の作業面照度を必要とするときは、局部照明スタンド等の補助照明を併用するものとする。

(力率の基準)

**第 5 条** 駐屯地等の受電地点における平均力率は、95 パーセント以上に保持するものとする。

## 第2章 維持管理

(法令に基づく手続等)

**第6条** 方面総監は、当該方面区内の駐屯地等（市ヶ谷駐屯地及び自衛隊東京地方協力本部を除く。）の自家用電気工作物について、各経済産業局（以下「経産局」という。）が管轄する地域ごとに、法第42条に定める保安規程を一括して制定し、管轄の経済産業局長に届け出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

2 中央業務支援隊長は、自衛隊東京地方協力本部の自家用電気工作物について、法第42条に定める保安規定を制定し、管轄の経済産業局長に届け出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 東部方面総監が自衛隊中央病院の電気工作物にかかわる保安規程を制定する場合は、当該病院長と協議の上、三宿駐屯地司令が管理する自家用電気工作物の一部に含ませるものとする。

4 業務隊長等（中央業務支援隊長を除く。）が法に基づき管轄の経済産業局長に手続を行う場合は、すべて方面総監を経由するものとする。

5 資省令第52号第4条第1項に定める実務の経験を有することの証明は、方面総監、中央業務支援隊長又は自衛隊中央病院長がこれを行うものとする。

(業務隊長等)

**第7条** 業務隊長等は、当該駐屯地等における電気工作物の維持管理及び保安の業務を総括するものとする。

2 業務隊長等は、規省令第77号第52条第1項に定める主任技術者の免状を受けている者又は資省令第52号第1章に定める主任技術者の資格を有する者のうちから適任者を選定して、主任技術者を指定するものとする。この場合において、資格者がいないときは、現に電気関係業務の監督の職にある者のうちから適任者を選定して、規省令第77号第54条に定めるところにより経済産業局長の選任許可を受けた後指定するものとする。

3 業務隊長等は、所管官庁が法に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

4 業務隊長等は、一般用電気工作物について法第57条第1項に定める者から調査の申出があったときは、支障のない限り承諾を与え、調査の結果法第57条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに必要な処置を講ずるものとする。

(主任技術者の指定の特例)

**第8条** 業務隊長等は、駐屯地等から離隔して設置された自家用電気工作物の全部を特定の部隊等が使用する場合は、当該部隊等の長が適任者として指名した者を主任技術者に指定することができる。

(主任技術者)

**第9条** 主任技術者は、所掌する電気工作物について別表第2（その1）及び（その2）に示す基準に基づき定期的に点検、手入れ及び測定を行い、当該電気工作物が技省令第52号に定める技術基準に適合しているか否かを確認するとともに適合していない場合は、使用を一時停止させる等の措置をとるものとする。

2 主任技術者は、電気係員に対し所掌する電気工作物の保安について必要な教育及び実地訓練を実施するものとする

**第10条** 業務隊長等は、主任技術者が不在となった場合にその職務を代わって行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ適任者のうちから選定し、指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者から指示された職務を行うものとする。  
（電気取扱責任者の指定）

**第11条** 業務隊長等は、電気を使用する作業場等に電気取扱責任者を置く必要があると認めるときは、当該作業場等の長に電気取扱責任者の指定を要求するものとする。

2 作業場等の長は、前項の要求を受けたときは当該作業場等の作業員のうちから適任者を電気取扱責任者として指定し、業務隊長等に通知するとともに、見やすい所に表示するものとする。

3 電気取扱責任者は、当該作業場等の電気工作物及び電気機器について主任技術者の技術指導を受けて維持管理及び保安の実務を分担するものとする。  
（危険の表示）

**第12条** 業務隊長等は、受電室その他600V以上の高圧の電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれがあるところには、主任技術者、電気係員及び電気取扱責任者以外の者の立入りを禁止し、かつ、「立入禁止」及び「高圧危険」の表示を設けなければならない。

（工事等の保安）

**第13条** 業務隊長等は、電気工作物の工事等の保安に関し、次の各号に定める事項について定めるものとする。

- (1) 作業責任者の指定とその責任に関する事項
- (2) 活線作業の禁止の範囲に関する事項
- (3) 主任技術者の立会検査の場合の処置に関する事項
- (4) その他業務隊長等が必要と認める事項

（電気工作物の操作要領等）

**第14条** 主任技術者は、所掌する電気工作物について次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 平常時における電気工作物の運転又は操作の順序、方法及び連絡事項
- (2) 電気工作物の補修工事等のため臨時に電気の使用を停止する場合の作業時間、停電時間、停電の範囲、危険区域の表示又は通知に関する事
- (3) 事故又は災害等が発生した場合、危険と認める区域の送電停止処置要領並びに電気事業者との連絡調整及び協力等に関する事項
- (4) 事故又は災害等の後の臨時精密検査に関する事項
- (5) 事故の再発防止又は災害等の場合の予防措置に関する事項
- (6) 作業用工具類の備付け、点検及び整備に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

（諸記録等）

**第15条** 主任技術者は電気施設に関し、次の各号に定めるところにより記録するものとする。ただし、第2号に示す運転日誌は、500KW未満の受配電施設に

については省略することができる。

- (1) 第9条に定める測定を行った場合は、その都度様式第1から様式第8までに示す各測定成績表
  - (2) 受配電施設については、毎日受配電日誌（様式第9）及び運転日誌（様式第10）
  - (3) 第9条に定める定期点検及び手入れを実施した場合は、その都度業務隊長等の定める様式により毎（月）年点検及び手入れ作業記録
  - (4) 主要電気機器については、設置当初及び補修の都度補修台帳（様式第11）
  - (5) 動力その他負荷設備については、年度当初に設備台帳（様式第12）
- 2 一般用電気工作物である作業場等の電気取扱責任者は、前項第5号について記録するものとする。  
（書類等の保存）

**第16条** 電気工作物に関する維持管理の記録、設計書、仕様書及び他省庁又は電気事業者等に提出した書類の写しの保存期限は、当該年度経過後3年とする。

第3章 電力の使用  
（電力の使用規制）

**第17条** 業務隊長等は、電力の維持経費の節用上使用規制を行うときは、駐屯地司令の統制を受けて隊員の営内生活に支障を与えない限度で実施するものとする。

（装備品等たる電気機器の使用）

**第18条** 部隊等の長は、装備品等たる電気機器を駐屯地等の電気工作物に接続して使用しようとする場合は、事前に使用機器の種類、容量、使用期間等を業務隊長等に通知し、その承認を受けるものとする。

（受電設備容量の改善）

**第19条** 業務隊長等は、供用を受ける駐屯地等（市ヶ谷駐屯地を除く。）の負荷設備容量が増減した場合、その都度適正な受電設備容量に改善の措置をとるものとする。

（電気需給契約の種別等）

**第20条** 業務隊長等（中央業務支援隊長を除く。）は、最も経済的な電気需給契約が実施できるように、電気供給約款等に基づき適正な契約種別又は供給方法を選定するものとする。

（私有電気器具の使用許可）

**第21条** 業務隊長等（中央業務支援隊長を除く。）は、隊員が私有の電気器具を駐屯地等の電気工作物に接続して使用しようとする場合は、隊務運営に支障のない範囲で使用許可を与えることができる。

第4章 雑則

（電線及び電柱等に関する注意）

**第22条** 隊員は、電燈コード等をガス管、水道管その他これに類する金属体に接触させ又はくぎにかける等危害発生のおそれのある行為をしてはならない。

- 2 隊員は、電気工作物に接続した電気器具に異状を認めるときは、差込みを抜くか又は手元スイッチを切る等の処置を行った後、直ちに電気係員に通報

するものとする。

- 3 隊員は、架空電線に接近する工作物又は装備品等に異状を認めるときは、直ちに電気係員に通報するものとする。

(感電者に対する応急処置)

**第23条** 隊員は、感電者を発見したときは直ちに当該電路の開閉器を遮断した後、感電者をその電線等からはずさなければならぬ。ただし、当該電路が高圧(がいしに赤色の危険表示のあるもの。)のときは電気係員に通報してその処置を待つものとする。

- 2 感電のため気絶した者に対しては、医官又は医師が到着するまで救命処置を続けなければならない。

(部外者との契約)

**第24条** 業務隊長等(中央業務支援隊長を除く。)は、原則として部外者に対し自衛隊の電気工作物を利用させないものとする。ただし、業務隊長等(中央業務支援隊長を除く。)が業務の遂行上必要と認める場合は、当該駐屯地等の契約担当官と電気工作物の使用に関する契約を締結させた後利用させることができる。

- 2 前項に定める契約には次の各号に掲げる事項を具備するものとする。

- (1) 電気料金の分担に関する事項
- (2) 工事費の負担区分に関する事項
- (3) 使用電力量の制限に関する事項
- (4) 使用電気機械及び器具の点検、手入れ及び電気取扱責任者の指定に関する事項
- (5) 電気工作物の無断工事の禁止及び改善要求に関する事項
- (6) 契約違反に関する事項
- (7) その他契約担当官が必要と認める事項

**第25条** 方面総監及び中央業務支援隊長は、第6条により届け出た保安規程の写しを陸上幕僚長に1部提出するものとする。変更届出の場合も同じとする。

(電気施設管理報告)

**第26条** 方面総監及び自衛隊中央病院長は、電気施設管理年報(様式第13-2)を5月15日までに陸上幕僚長に提出するものとする。(施定第6号)

**第27条** 削除

附 則

- 1 この達は、昭和42年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行以前にすでになされている保安規程の届出は、この規則によりなされたものとみなす。
- 3 第4条に定める照度の基準は、隊舎等の建替え又は年度業務計画に示す照度改善計画に係る駐屯地等以外については、なお当分の間従来の基準によることができる。

附 則(昭和44年12月27日陸上自衛隊達第122-69号)

- 1 この達は、昭和45年1月1日から施行する。(ただし書略)
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の使用書類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和48年6月30日陸上自衛隊達第83-4-1号）

この達は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和59年12月12日陸上自衛隊達第83-4-2号）

- 1 この達は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、第4条に定める照度の基準は、隊舎の建替え又は年度業務計画に示す照度改善計画に係る駐屯地等以外については、当分の間旧基準によることができる。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成5年3月18日陸上自衛隊達第83-4-3号）

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月16日陸上自衛隊達第83-4-4号）

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第122-132号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122-139号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122-155号）

- 1 この達は、平成12年3月28日から施行する。
- 2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の給水施設取扱規則第3条、電気施設取扱規則第1条、消防に関する達第1条及びボイラー及び圧力容器取扱規則第1条中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）

この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和4年3月31日陸上自衛隊達第83-4-5号）

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和5年3月28日陸上自衛隊達第83-4-6号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日陸上自衛隊達第83-4-7号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

## 照度基準

照度範囲 L x	室等の例
350－600	信務室、隊舎等事務室等
300－500	隊長室、会議室、通信室、 幹部室、診療室、応接室等
250－350	講堂、食堂、ちゅう房等
200－500	警衛所、工場等事務室、売店、教室、 自習室、体育館、娯楽室、実習場等
150－300	工場、隊員居室、当直室等
100－250	受電室、洗面所、病室、廊下、便所等
80－150	格納庫、浴室、仮眠室、しょう舎等居室、階段、車庫、 倉庫等

(注) この照度は、各室等の全般照明について主として作業面（一般には床上 85 cm、座業のときは床上 40 cm、廊下、屋外などは、床面又は地面そのものをいう。）における水平面照度を示す。

別表第2（その1）（第9条関係）

## 毎月（年）点検、手入れ及び測定基準

項目		毎月		毎年			備考
対象		点検事項	手入れ事項	点検事項	手入れ事項	測定試験	
受電設備	母線			母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、損傷、過熱、接続部分及びクランプ類の腐食、変色、緩み	かび、じんあいの清掃、不良部分の補修又は交換、たるみ取り、がいしみがき	絶縁抵抗測定	母線の絶縁抵抗は、各相ごとに一括測定する。
	断路器	受と刃の接触過熱、変色、緩み、汚損、異物付着	必要の都度清掃、不良部分の補修	「止め」の機能点検	不良部分の補修、がいし清掃	〃	母線の測定と一括にて可
	遮断器（油入P.S.を含む。）	外観点検、汚損、油漏れ、き裂、過熱、発せい、損傷、緩み	同上	油量、変形、操作機構、付属装置の状態	操作具合手直し、油の補充、油量の表示	〃	〃
	避雷器	外部の損傷、き裂、緩み、汚損	同上	コンパウンドの異状	がいし清掃、不良部分の補修	〃 接地抵抗測定	
	計器用変成器 〃 変流器	外部の損傷、腐食、発せい、変形、汚損、異音、ヒューズの異状	同上	緩み、き裂、接地線接続部の異状	不良部分の補修	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	

項 目		毎 月		毎 年			備 考
対 象		点検事項	手入れ 事項	点検事項	手入れ 事項	測定試験	
受電設備	電力用コンデンサ（高圧）	外部の損傷、漏油、異音の発生	本体、ブッシング、カバー等清掃	各部の損傷、腐食	塗料のはげ直し	絶縁抵抗測定	
	配電盤	計器、表示燈の異状、開閉器等の異状	清掃、計器の零指針の修正	配線のじんあい付着、汚損			
	危険防止さく	さくの異状、表示板の異状	清掃		朱書塗料のはげ直し、不良部分の補修		
	蓄電池	液面、沈殿物、色相、極板湾曲、隔離板、端子の不具合、比重、電圧、液温の測定	清掃、蒸留水の補充、補充電の実施、直射光のしゃへい	木台、がいの損傷、耐酸塗料のはく離、床面の損傷、充電装置の異状	不良部分の補修		
	受電用変圧器	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度上昇	必要の都度清掃	各部の損傷、腐食、過熱、油量、発せい、変形、緩み、接地線接続部の異状	不良部分の補修（引下用電線、プライマリカットアウトの更新その他）	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	外部点検は、特高用変圧器については毎日とする。
	配電設備	配電用変圧器	受電用と同じ。	同上	同上	同上	同上

項 目		毎 月		毎 年			備 考
対 象		点検事項	手入れ 事項	点検事項	手入れ 事項	測定試験	
配電設備	電線及び支持物その他	電線の地上高及び他の工作物、樹木等との離隔距離、地上変台用保護さく等	不良部分の補修	電柱、腕木、がいし、支線、保護網などの損傷、腐食、電線取付状態の点検	電柱、腕木、がいし、支線等の更新又はこれらを技術基準に適合させる補修	絶縁抵抗測定	
	ケーブル	ヘッド、接続箱等のジョイント部の発熱、損傷、腐食、コンパウンド、油漏れ	同上	ケーブル腐食、き裂、損傷等	端末処理の手直し、サドル止め、埋設表示板等の補修	同上	
負荷設備	照明器具	不点、変形、コード、コネクタ類の損傷	じんあいの清掃（主として使用者が行う。）	汚損、損傷、温度上昇、照度の低下等	不良部分の補修	同上 照度測定	
	屋内配線	開閉器の点検、湿気、じんあい等に注意		端子の緩み、過熱、変色、ボックス内点検	同上 老朽電線の取替え	絶縁抵抗測定 分電盤の接地抵抗測定	電気取扱責任者が指名されている作業場については、その者が行う。

項目		毎月		毎年			備考
対象		点検事項	手入れ事項	点検事項	手入れ事項	測定試験	
負荷設備	動力機器 (電動機その他)	異音、振動、電流ヒューズの規格等に注意	端子等の締め直し その他	各部の汚損、緩み、損傷、制御装置、接地線接続部	不良部分の補修	同上	清掃、注油等平常の手入れは、電気取扱責任者が行う。
	電熱機器 (その他の機器)	接続部の緩み、変色、異音、異臭、温度上昇等	同上	各部の変形、損傷、緩み、可燃物との距離	同上	同上	同上
	小形器具	同上	同上	同上	同上	同上	小形器具
その他	避雷設備			各部の異常の有無、設置線接続部	不良部分の補修	接地抵抗測定	
	漏電警報設備	作動試験	端子の緩み直し	各部の損傷、腐食、発せい、緩み、汚損	同上	絶縁抵抗測定	
予備電源設備	内燃機関係	燃料の漏油、始動用空気タンクの圧力又は蓄電池の電圧、始動時の音響、振動	機関の始動停止、各部の注油、清掃、油みがき等				電気取扱責任者が主となって実施する。
	発電機関係	異音、異臭、電圧、磁界電流等	端子の締め直し、注油、清掃、油みがき等			絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	同上

別表第2（その2）（第9条関係）

## 精密点検、手入れ及び測定基準

試験等の名称	対 象	周期	実施の要領	備 考
1 絶縁油耐圧試験	遮断器	2年	2 試料油による8回の測定値から平均を求め、その値が20KV以上あれば可とする。	方面隊等が保有する絶縁耐圧試験器を2年の周期をもって巡回管理換として実施する。
	変圧器（電圧調整器を含む。）	〃	同上	同上
2 保護継電器特性試験	継電器	〃	主として過電流継電器の最小動作電流及び限時特性試験を行い、同時に遮断器のトリップ動作をチェックする。	方面隊等が保有する絶縁耐圧試験器付属の継電器特性試験器を使用する。
3 予備電源設備点検、手入れ	内燃機関（施設管理用）	3年	付属工具を用いて機関主要部分の分解手入れを行う。ただし、取扱説明書に記載の点検、手入れ法によること。	完全なオーバーホールは、製作者に外注して実施する。オーバーホールの周期は、運転時間を勘案して決める。
4 油ろ過及び内部点検	遮断器	〃	内部点検は、受と刃の接触過熱、変色、緩み、汚損、き裂、油でい（スラツシ）のたい積その他とし、清掃後絶縁油の更新を行う。	絶縁油の更新は、耐圧試験の測定値が20KV未満であるか又は酸化度の高い場合とする。
	変圧器（電圧調整器を含む。）	〃	内部点検は、コイル、接続部、リード線、鉄心の異状、コンパウンドのき裂、油泥（スラツシ）のたい積その他とし、清掃後絶縁油の更新を行う。	同上
5 電動機精密点検	各種電動機	10年	内部分解点検は、界磁線輪、回転子、軸受部の清掃点検等とし、そのほか制御盤等の手入れとする。	施設管理以外の電動機については使用者又は電気取扱責任者が実施する。大型電動機(2.2KW以上)については、当分の間外注とする。
6 電気炉等精密点検	電気炉、電気溶接機等	〃	使用者又は電気取扱責任者が外注して実施する。	

(注) 主任技術者が第14条第4号により臨時に精密検査を実施する場合の基準はこの基準を準用する。

様式第1 (第15条関係)

配電線絶縁抵抗測定成績表

〇〇駐(分)屯地

令和 年度	年 月 日			天候	気温	℃	湿度	%	令和 年度	年 月 日			天候	気温	℃	湿度	%
名称				測定器名： No.				名称				測定器名： No.					
高・低圧の別				測定電圧： V				高・低圧の別				測定電圧： V					
架空又は地中の別				測定者名：				架空又は地中の別				測定者名：					
線路名又は区間	相番号	大地間	判 定	処 置				線路名又は区間	相番号	大地間	判 定	処 置					
		MΩ								MΩ							

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

- 1 1枚の用紙に、2年分を記入する。
- 2 高圧配電線の場合は、変圧器1次側は切り離して測定する。

様式第2（第15条関係）

屋内配線絶縁抵抗測定成績表

〇〇駐（分）屯地

令和 年度	年 月 日			天候	気温	℃	湿度	%	令和 年度	年 月 日			天候	気温	℃	湿度	%
建物番号：				測定器名：		No.		建物番号：				測定器名：		No.			
建物名：				測定電圧：		V		建物名：				測定電圧：		V			
				測定者名：				測定者名：									
分電盤名	回路番号	大地間	判 定	処 置		分電盤名	回路番号	大地間	判 定	処 置							
		MΩ	※良					MΩ									
			※良	※コンセント器具取 替え													
			※不良	※通線替え													

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

- 1 引込開閉器と主開閉器との間の回路は、別に測定し記入する。
- 2 1枚の用紙に、2年分を記入する。
- 3 処置欄は、判定が技術基準に適合しないため処置を要する場合のみ記入する。
- 4 ※印は記入例。

様式第3 (第15条関係)

変圧器絶縁抵抗測定成績表

〇〇駐(分)屯地

令和 年度	年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %				令和 年度	年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %			
配電線番号：		測定器名： No.			配電線番号：		測定器名： No.		
電灯、動力用の別：		測定電圧： V			電灯、動力用の別：		測定電圧： V		
		測定者名：					測定者名：		
変圧器番号	1次大地間	2次大地間	1次2次間	処 置	変圧器番号	1次大地間	2次大地間	1次2次間	処 置
	MΩ	MΩ	MΩ			MΩ	MΩ	MΩ	

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 1枚の用紙に、2年分を記入する。
- 2 処置欄は、技術基準に適合させるための巻替え等の要・不要につき記入する。

様式第4（第15条関係）

機械器具絶縁抵抗測定成績表

〇〇駐（分）屯地

令和 年度	年 月 日	天候	気温 °C	湿度 %	令和 年度	年 月 日	天候	気温 °C	湿度 %
建物番号：		測定器名： No.			建物番号：		測定器名： No.		
建物名：		測定電圧： V			建物名：		測定電圧： V		
		測定者名：					測定者名：		
機器の名称	充電部一外箱間	判 定	処 置		機器の名称	充電部一外箱間	判 定	処 置	
		※良							
		※良							
		※不良	※使用中止						
		※良							

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 1枚の用紙に、2年分を記入する。
- 2 ※印欄は、記入例。

様式第5（第15条関係）

接 地 抵 抗 試 験 成 績 表

〇〇駐（分）屯地

令和 年度	年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %				令和 年度	年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %					
試験場所			測定器：			試験場所			測定器：		
			測定者名：						測定者名：		
機 器 名	種 別	測 定 値	判 定	備 考	機 器 名	種 別	測 定 値	判 定	備 考		
		Ω					Ω				

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

1 枚の用紙に、2 年分を記入する。

様式第6 (第15条関係)

絶縁油耐圧試験成績表

〇〇駐(分) 屯地

令和 年度	年	月	日	天候	気温 °C	湿度 %	測定者名:				
測定器その他:											
被試験機器名	試料油 1					試料油 2					平均被破壊電圧 (V)
	1回	2回	3回	4回	5回	1回	2回	3回	4回	5回	

寸法: 日本産業規格 A 4

記載要領:

平均破壊電圧は、試料油 1 及び 2 の測定値のうち、それぞれの第 1 回の測定値を捨てた 8 回の破壊電圧の平均値とする。

様式第7（第15条関係）

継電器試験成績表

〇〇駐（分）屯地

令和	年度	年		月	日	天候	気温	℃	湿度	%	試験回路図：
継電器名：						測定器名その他：					
						測定者名：					
種	類	製造番号	整定値		最小動作電流	限時特性		200%	500%		
			タップ	レバー							

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 整定値は、試験時の値を記入する。
- 2 限時特性において500%でできない場合は、300%で行う。

様式第8 (第15条関係)

照 度 測 定 記 録

令和 年 月 日 時刻				測定器：				測定者名：		
建物 番号	室 名	広さ m <sup>2</sup>	照明器具容量(W)		灯 数	天井高さ	取付高さ	平均水平面照度 (L x)	照度基準	備 考
			蛍光灯	白熱灯						

寸法：日本産業規格 A 4

様式第9（第15条関係）

受配電日誌

〇〇駐（分）屯地

令和		年	月	日	天候	気温	℃	湿度	%	測定者名：
項目 時刻	受電				配電			備考		
	相電圧 (V)	相電流 (A)	電力 (kW)	電力量 (kWh)	(1) 電力量 (kWh)	(2) 電力量 (kWh)				
8										
10										
12										
14										
16										
18										

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

備考欄には、突発的停電、事故、災害の発生等を記入する。



(その2)

電 力 量	受電	(kWh)	力 率 測 定	積算計 月間指示差		蓄電池				記事：
	月累計	(kWh)		積算計 月累計	(kWh)	電圧	比重	温度℃		
	最大	(kW)		積算無効計 月間指示差						
	平均	(kW)		積算無効計 月累計	(kvarh)					
	負荷率	(%)		力率						
点検手入記録										
点検					手入記録					
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容と記事					

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

作業原因欄には、突発的故障、事前の防護措置等を記入する。





様式第 13 - 1 削除

